

若者部会設置要領

令和7年 4月14日 7安総若第82号

(趣旨)

第1 東京都子供・若者支援協議会設置要綱（以下、「協議会設置要綱」という。）第5の規定により、東京都子供・若者計画で掲げる理念の実現に向け、実効性の高い子供・若者施策を推進していくため、当事者である若者から継続的に意見を聴く若者部会を設置する。

(検討事項)

第2 若者部会は、若者の自立等支援に係る次の各号に定める事項について検討する。

- (1) 東京都子供・若者計画に係る施策の進捗状況の把握等に関する事。
- (2) 東京都子供・若者計画に係る次期計画に向けた課題整理等に関する事。
- (3) その他若者部会で協議を必要とする事項に関する事。

(構成)

第3 若者部会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、6名以内の学識経験者等につき、都民安全総合対策本部若年支援事業担当部長が委嘱する。
- 3 座長は、委員が互選する。
- 4 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長及び前項に定める委員の任期は、委嘱した日から2年間とする。但し、再任をさまたげない。
なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4 都民安全総合対策本部若年支援事業担当部長は、必要に応じて若者部会を招集する。

(意見聴取等)

第5 若者部会は、必要があると認めるときは、専門家及びその他の関係者の出席を求めて意見を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6 第3及び第5の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく若者部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 若者部会の庶務は、都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、若者部会の運営に必要な事項は、都民安全総合対策本部若年支援事業担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月14日から施行する。